

広島県共用備品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

### 広島県規則第十四号

#### 広島県共用備品管理規則の一部を改正する規則

広島県共用備品管理規則（昭和三十二年広島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（共用備品台帳の整理保管）</p> <p>第五条 契約・調達管理課及び前条ただし書の規定によつて共用備品の管理をする課（以下「管理主管課」と総称する。）においては、次に掲げる事項を記載した共用備品台帳を備え、これを整理保存しなければならない。</p> <p>一 区分</p> <p>二 品名・規格</p> <p>三 取得年月日</p> <p>四 その他管理主管課の長が定める事項</p> <p>（共用備品使用簿の備付等）</p> <p>第六条 管理主管課の長は、次に掲げる事項を記載した共用備品使用簿を備え付け、その使用状況を記録しなければならない。</p> <p>一 使用開始年月日時</p> <p>二 返納予定年月日時</p> <p>三 使用者の所属、職及び氏名</p> <p>四 その他管理主管課の長が定める事項</p> <p>（共用備品の使用手続）</p> <p>第八条 各課において、共用備品を使用しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申込書を、使用しようとする日の前日までに、管理主管課へ提出しなければならない。ただし、特にその日に使用する必要を生じた場合は、その都度申込書を提出することができる。</p> <p>一 備品名</p> <p>二 使用者の所属、職及び氏名</p> <p>三 使用期間</p> <p>四 その他管理主管課の長が定める事項</p> <p>2 管理主管課の長は、前項の申込みがあつたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、使用を承認するものとする。</p>	<p>（共用備品台帳の整理保管）</p> <p>第五条 契約・調達管理課及び前条ただし書の規定によつて共用備品の管理をする課（以下「管理主管課」と総称する。）においては、別記様式第一号による共用備品台帳を備え、これを整理保存しなければならない。</p> <p>（共用備品使用簿の備付等）</p> <p>第六条 管理主管課の長は、別記様式第二号による共用備品使用簿を備え付け、その使用状況を記録しなければならない。</p> <p>（共用備品の使用手続）</p> <p>第八条 各課において、共用備品を使用しようとする場合は、別記様式第三号による申込書を、使用しようとする日の前日までに、管理主管課へ提出しなければならない。ただし、特にその日に使用する必要を生じた場合は、その都度申込書を提出することができる。</p> <p>2 管理主管課の長は、前号の申込みがあつたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、使用を承認するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第二条関係）（略）</p>	<p>別表（第二条関係）（略）</p> <p><u>様式第1号（第5条関係）</u></p> <p><u>様式第2号（第6条関係）</u></p> <p><u>様式第3号（第8条関係）</u></p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。